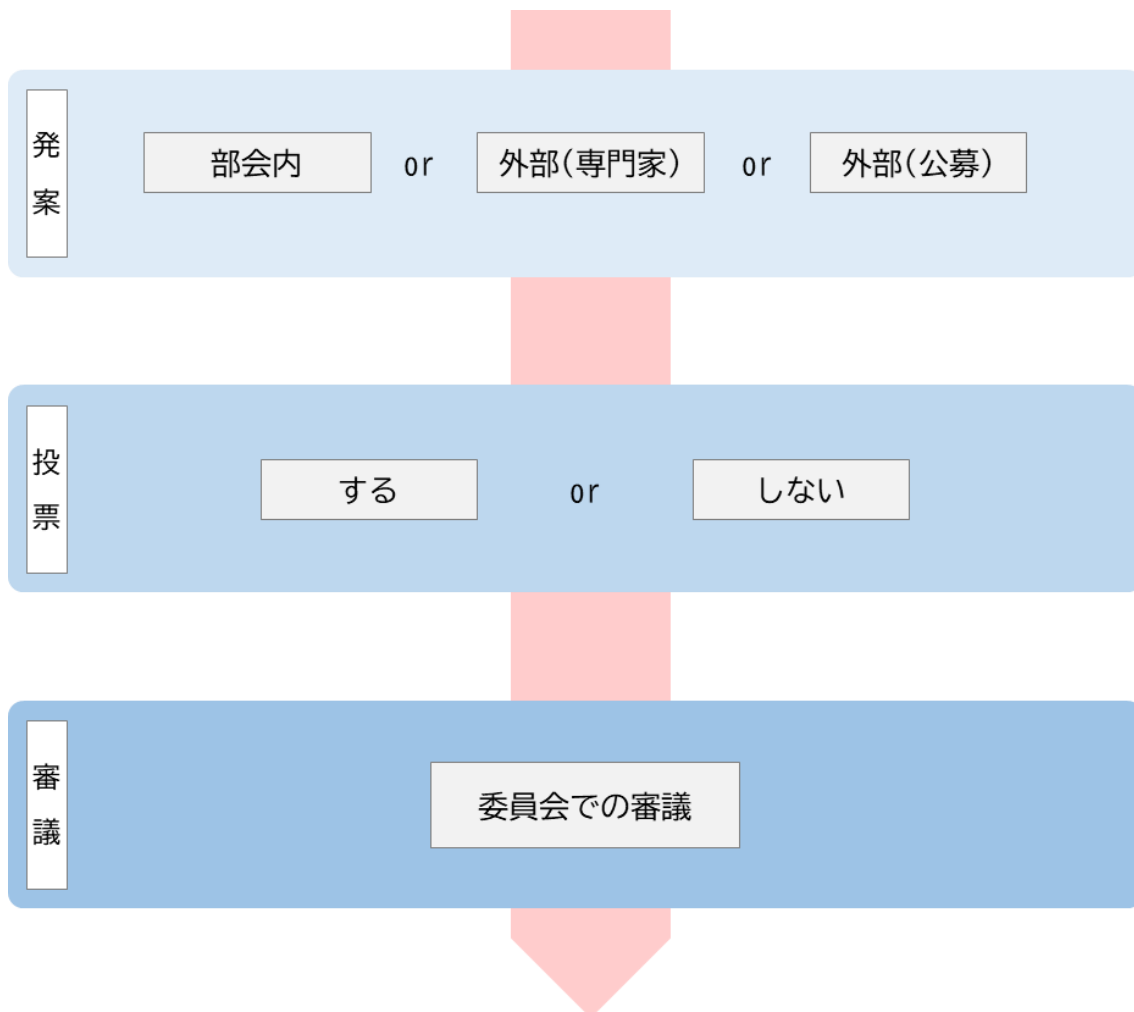


各検討項目の決定方法と事例について

1. 各検討項目の決定までの流れについて

「資料2：検討項目の一覧について」のうち、決定方法が「未定」となっている項目を決定していくに当たっては、下記のとおり、まずは「誰が発案者となるのか」を決定し、その案に対して「投票をするのかどうか」などを決定していきます。このなかで、「公募する場合の募集範囲・タイミング」「投票する場合の対象範囲・タイミング」も併せて検討が必要となります。



2. 他団体の事例について（参考）

（1）校名

（千葉県山武市）

千葉県の山武(さんむ)市では、統合校の校名に関しては「公募」という方法を選択し、それぞれの校区在住の方を対象に応募期間を設け、その応募結果に対する部会での協議を経て「部会案」を決定しています。

これを上牧中学校に置き換えると、町内全域が上牧中学校区となるため、全町民を対象に公募することとなります。

※ 上記のほかにも統合に伴う校名決定の事例はたくさんありますが、住民参画の観点から、公募によって集められた案を部会で絞り込んでいくという方法を採用しているケースがほとんどです。また、応募があった案を子どもたちに提示し、投票の上で最終決定している事例もありました。

（2）校歌

（奈良県河合町）

奈良県の河合町では、統合校の校歌に関しては統合対象校の児童にアンケート（新たな「校歌」に盛り込みたいフレーズについて）を行い、それを基に作詞・作曲については「公募」により募集し、部会で協議した上で「部会案」を決定しています。また、歌詞・曲の採用者へはそれぞれ5万円（両方の場合は10万円）の賞金を贈呈しました。

なお、河合町担当者の後日談として、「採用されなかった方からのクレームがあった」「部会で曲の選定を行うにも、どのような曲調がいいのか判断に困った」という話も聞いています。

(東京都中野区)

東京都の中野区では、河合町のようにアンケート（中野区は生徒・保護者・関係者）で盛り込みたいフレーズを集め、それを基に専門家に作曲を依頼するという方法が選ばれていました。また、依頼する専門家については各委員が推薦し、協議の上で決定するという方法が選ばれました。

※ これらのことから、校歌の決定には専門的知識を有する方をお願いすることが必要となりますが、住民参画の観点を重視しながらできるだけトラブルが起きないように方法を選択する必要があります。

(3) 校章

(東京都足立区)

東京都足立区では、教員がデザインした 6 点を児童・保護者にアンケート調査し、同時にデザインを募集しました。応募があった 55 点のデザインを協議会で絞り込み、教員 1 点と応募 3 点の 4 点まで絞り込みました。その後、4 点を児童・保護者に再度アンケート調査し、最も得票の多かったデザインを校章としました。

※ 足立区では、児童・保護者に対するアンケート調査を 2 段階に分けて実施していますが、「どのタイミングでアンケート調査等の意見収集を実施するか」ということについても検討が必要です。

3. 今後の進め方について

まずは、各検討項目の決定方法について検討を進めていき、決定方法が決まった項目（委員会への報告が済んでいる項目）から順次アンケート調査等の手続きに入っていきます。